

令和8年度登別市一般廃棄物処理実施計画

登別市長 小笠原 春一

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

- (1) 処理区域 登別市全域
 (2) 計画期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
 (3) 発生量及び処理量の見込み
 ア 家庭ごみ・事業系ごみ

(単位：t)

項目	処理計画量 (発生量)	処理計画量 (家庭系)	処理計画量 (事業系)
燃やせるごみ	12,997	7,234	5,763
燃やせないごみ	1,375	988	387
資源ごみ	1,036	813	223
粗大ごみ	48	48	—
有害ごみ	0	0	—
合計	15,456	9,083	6,373

イ し尿・浄化槽汚泥等

(単位：kℓ)

し尿	浄化槽汚泥	計画処理量
4,426	4,279	8,705

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 排出抑制の促進

項目	概要
3R活動・環境に配慮した消費行動(環境にやさしい買い物)等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入等の実践、使い捨て商品などの購入の自粛、繰り返し使用できる容器を使った商品の購入、過剰包装を辞退し簡素な包装を申し出るなど、市民に3R活動や環境に配慮した消費行動をしていただけるよう、市公式ウェブサイト等で周知を行います。 ・事業活動における3Rを実践していただけるよう、市公式ウェブサイト等で周知啓発を図ります。

<p>ごみを出さない生活スタイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の排出を抑制するよう、市公式ウェブサイト等での周知により、マイバッグ運動を促進します。 ・食品ロスに関する意識啓発のため、町内会回覧等による周知を行います。 ・生ごみの水切りについて、市公式ウェブサイト等で周知啓発を図ります。 ・家庭での生ごみの減量化を促進するため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する方に対してその費用の一部を補助します。 ・リサイクルまつりにおいてフリーマーケットを実施するほか、市広報紙等で不用品ダイヤル市について周知を図ります。
----------------------	---

(2) 資源化等の促進

項目	概要
<p>ごみの分別・資源回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品トレイや牛乳パック等について、市内のスーパー等による店頭回収の利用を促進するため、市公式ウェブサイトにより店頭回収を実施している店舗を周知します。 ・町内会等による資源回収団体による資源回収を促進するため、回収量に応じて奨励金を支給するほか、市公式ウェブサイト等により当該事業について周知を図ります。 ・ごみ分別辞典等により、資源ごみの分別や排出時の注意事項等のほか、紙類ごみや小型家電の拠点回収等についても周知を図り、資源回収を促進します。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 家庭系一般廃棄物

種類	収集方法	区分
<p>燃やせるごみ</p>	<p>地区のごみステーションまたは自己搬入 (週2回 ごみステーション回収)</p>	<p>40cm以下の紙類、繊維類、生ごみ、プラスチック類、木・竹類(太さ5cm以下)、ゴム・合成皮革製品、その他</p>
<p>燃やせないごみ</p>	<p>地区のごみステーションまたは自己搬入 (月1回 ごみステーション回収)</p>	<p>140cm・10kg以下の金属類、家電製品、小型家電・寝具類、陶器・ガラス、木・竹類(燃やせるごみに該当しないも</p>

		ので太さ 10cm 以下)、その他
資源ごみ	地区のごみステーションまたは自己搬入 (週 1 回 ごみステーション回収)	缶類、びん類、ペットボトル
粗大ごみ	個別収集 (年 2 回、電話申し込み)	200cm × 150cm × 100cm 以内で重さ 100kg 程度以下の家具等(じゅうたんなど丸めたり折りたためたりするものは長さ 400cm まで)
有害ごみ	地区のごみステーションまたは自己搬入 (月 1 回 ごみステーション回収)	水銀などの有害物質を含むもの、乾電池、充電式電池

(2) 事業系一般廃棄物

種類	収集方法	区分
事業系一般廃棄物	事業者が自らクリンクルセンターに直接搬入または許可業者へ収集を依頼	家庭系一般廃棄物と同様の組成等のもので、産業廃棄物に該当しないもの

(3) 市が受け入れないごみ

区分	内容
受け入れないごみ	家電リサイクル対象品、プロパンガスボンベ、農薬とその容器、消火器、オートバイ等、ピアノ等

4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 一般廃棄物の収集運搬を行う者

廃棄物の種類	事業者名	区分
一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を除く)	登別クリーンサービス株式会社	委託・許可
一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を含む)	有限会社登和清掃	委託・許可
一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を除く)	小林興業株式会社	許可
一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を除く)	三協資源株式会社	許可
一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥)	株式会社ビケンワーク	許可
一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚)	株式会社東洋興業	委託・許可

泥並びに生活雑排水汚泥)		
一般廃棄物（ただし、刈草・剪定枝に限る）	公益社団法人シルバー人材センター	許可

(2) 浄化槽の清掃を行う者

許可業者	住所
株式会社ビケンワーク	登別市新栄町 1 番地 2 9
株式会社東洋興業	登別市新栄町 1 番地 3 2
有限会社登和清掃	登別市新栄町 1 番地 4 1

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 一般廃棄物処理施設

①中間処理施設

名称	クリンクルセンター	所在地	登別市幸町 2 丁目 5 番地
処理方法	焼却処理施設	処理能力	1 2 3 t / 日 (6 1. 5 t / 日 × 2 炉)
	破碎処理施設		2 4 t / 日
	資源化施設		缶・びん 1 1 t / 日 ペットボトル 0. 6 t / 日

②最終処分場

名称	廃棄物管理型最終処分場	所在地	登別市千歳町 2 6 3 番地
処理方法	準好気性埋立・平地層状埋立方式	埋め立て容量	9 5, 0 0 0 m ³
埋め立て物	焼却残さ、破碎不燃物、資源化残さ		

③し尿及び浄化槽汚でい処理施設

・平成 2 3 年 4 月 1 日から、下水道との一元処理により合理化を図るため、若山浄化センター内のし尿投入施設により処理を行っている。

施設名	所在地	計画処理量
し尿投入施設	登別市若山町 1 丁目 2 9 番地 1	3 3. 6 キロリットル / 日

(2) 一般廃棄物処理整備計画

ア 最終処分場の整備

最終処分場は、令和 7 年 3 月末現在 6 1, 7 8 1 m³が埋立て完了となっているが、今後も 2 0 年以上使用する想定であり年次的に施設の点検や必要な改修工事を行う事としている。

イ 中間処理施設の整備

現在供用中の焼却施設については、令和21（2039）年度まで稼働させ安定的に廃棄物処理を行うため、計画的に改修工事を行う。

6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

クリンクルセンターは、登別市・白老町の一般廃棄物を処理する施設である。廃棄物処理施設における施設全体の耐用年数は、一般的に20年程度と言われているが、令和4年度に、施設を再延命化し令和21年度まで稼働させる方針を決定している。

施設を稼働した平成12年度から40年間施設を稼働させるにあたり、安定的な廃棄物処理を継続していくためには、計画的な施設改修が必要となる。

7 処理主体

①家庭系一般廃棄物

区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市(委託)許可収集	広域処理	焼却	市(委託)	埋立
燃やせないごみ	市(委託)許可収集	広域処理 民間委託	破碎・焼却・ 資源化	市(委託) ※資源化除く	埋立 ※資源化除く
資源ごみ	市(委託)	広域処理	資源化		
粗大ごみ	市(委託)許可収集	広域処理 民間委託	破碎・焼却・ 資源化	市(委託) ※資源化除く	埋立 ※資源化除く
有害ごみ	市(委託)	民間委託	資源化		

②事業系一般廃棄物

区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可収集	広域処理	焼却	市(委託)	埋立
燃やせないごみ	許可収集	広域処理 民間委託	破碎・焼却・ 資源化	市(委託) ※資源化除く	埋立 ※資源化除く
資源ごみ	許可収集	広域処理	資源化		